

## Member's Menu 特約

### 第1条(特約の適用)

本特約は、「dカード利用規約(会員規約)」(以下「会員規約」といいます)に定めるdカードサービスとして、会員が、株式会社NTTドコモ・フィナンシャルグループ(以下「当社」といいます)のホームページ又は携帯電話用アプリ等において「Member's Menu」の名称で提供されるサービス(以下「Member's Menu」といいます)及び第4条に定める認証サービス(以下総称して「本サービス」といいます)を利用するための特約を定めたものです。本特約の内容及び本規約が契約内容となることに同意しない場合、本サービスを利用することはできません。なお、本特約で使用する用語の定義は、本特約で別段の定めのある場合の他は、会員規約並びに株式会社NTTドコモ(以下「ドコモ」といいます)が定める「dアカウント規約」(以下「dアカウント規約」といいます)及び「ビジネスdアカウント規約」(以下「ビジネスdアカウント規約」といいます)に定めるところによります。

### 第2条(ID及びパスワード)

1. 本サービスの利用には、会員本人にかかる認証のためのID及びパスワードの登録(以下「利用登録」といいます)が必要です。必要となるID及びパスワードの取扱いに関する条件は、以下の通りとします。なお、アプリ上でMember's Menuを利用する場合は、当社が別に定めるアプリの利用規約の定めに従い、会員本人にかかる認証を行うものとします。

(1) 会員は、別途ドコモがdアカウント規約又はビジネスdアカウント規約に基づき発行するdアカウント又はビジネスdアカウント(以下「dアカウント」といいます)のID及びパスワード、またはパスキー認証(パスワードに代わり生体認証その他ドコモが定める方法を使ってログインする認証方式)を、Member's MenuのID及びパスワードとして利用することができるものとします。この場合、Member's MenuのID及びパスワードとして利用できるのは、ご利用携帯電話番号として当社へ届け出た携帯電話番号にかかるdアカウント(dアカウント規約に定めるキャリアフリーdアカウント又はビジネスdアカウント規約に定めるキャリアフリービジネスdアカウント(以下「キャリアフリーdアカウント」といいます)の場合は指定したキャリアフリーdアカウントとなります。以下同じとします。)に限られます。

(2) 当社は、ご利用携帯電話番号として当社へ届け出た携帯電話番号にかかるdアカウントを、当該会員のMember's MenuにおけるID及びパスワードとして登録します。

(3) Member's Menuを利用するdアカウントの保有者と会員が異なる場合(以下「異名義登録」といいます)、会員は、当該dアカウントの保有者から、会員のMember's MenuサービスのIDとして利用することについて、事前に承諾を得るものとします。会員は、異名義登録により生じる会員とdアカウントの保有者との間のあらゆる紛争について、自己の責任と費用において解決するものとし、当社に何ら迷惑をかけないものとします。

(4) 一つのdアカウントを、複数の会員のMember's MenuのIDとして利用登録することは出来ません。

(5) 利用登録完了後、利用登録した d アカウントとは別の d アカウントで Member's Menu の利用を希望される場合は、再度希望の d アカウントでの利用登録をお願いします。

(6) 利用登録済みの d アカウントに係る対象回線契約の解約、名義変更、承継、その他事由の如何を問わず d アカウントが失効した場合、当該 d アカウントでは Member's Menu にログインできなくなりますのでご注意ください。また、d アカウント規約又はビジネス d アカウント規約に基づき、ドコモが、特定の d アカウントの利用を一時的に停止する措置を講じた場合、又はその利用を一時的に中断した場合、当該 d アカウントでは Member's Menu にログインできなくなります。これらの場合に、引き続き Member's Menu の利用を希望する場合は、再度利用登録の手続きが必要です。

2. 会員は、第 2 条に基づき利用登録を行った d アカウント及びそのパスワード、並びに第 4 条に定める認証サービスパスワード(以下総称して「ID 等」といいます)を善良な管理者の注意をもって使用及び管理し、当該会員以外の第三者(異名義登録の場合の d アカウント保有者を含み、以下同じとします。)に使用させてはなりません。ID 等が第三者に知られた場合又は ID 等を失念した場合、会員は直ちにドコモにその旨を通知してドコモの指示に従うものとします。

3. 会員の ID 等が使用されて Member's Menu が利用された場合には、当該会員以外の第三者が利用した場合であっても、当社は当該利用を会員本人による利用として取り扱い、本会員には、これにより発生する d カード利用代金をお支払いいただき、その他一切の支払債務を負担していただきます。ただし、会員の責めに帰すことができない事由による場合は、この限りではありません。

4. 会員は、ID 等が第三者によって不正に使用されていることが判明した場合には、直ちに当社及び最寄警察署に届出るものとし、当社からの指示がある場合にはこれに従うものとします。また当社への届出は、文書によって行うことが必要となる場合があります。

5. 2019 年 3 月 19 日をもって Member's ID が廃止されることにより、同日以前に Member's ID による利用登録を行っていた会員は、有効な d アカウントが発行されたご利用携帯電話番号の届け出がない場合には、2019 年 3 月 20 日以降、Member's Menu にログインできなくなりますのでご注意ください。引き続き Member's Menu の利用を希望される場合は、第 1 項に基づき、利用登録の手続きを行ってください。

### 第 3 条 (Member's Menu の内容)

(1) 1. 会員は、当社が定める範囲内で、インターネット又はアプリ上で Member's Menu を

利用することができるものとします。会員が利用できる機能は、当社のインターネットウェブサイト

<[https://dcard.docomo.ne.jp/st/member\\_settings/info/about/index.html](https://dcard.docomo.ne.jp/st/member_settings/info/about/index.html)> (当該 URL 配下のインターネットウェブサイトを含み、当社がその URL を変更した場合は、変更後の URL とします) に定めるものとします。

なお、アプリ上で Member's Menu を利用する場合は、サイト上で利用できる一部機能が利用できません。

当社は、Member's Menu のサービス内容を予告なく変更する場合があります。その結果、利用者に不利益が生じても、当社は補償その他の義務を負わないものとします。

#### 第4条(認証サービスの内容)

1. インターネットショッピング本人認証サービス(以下「認証サービス」といいます)は、会員が当社の指定する加盟店において、会員規約に基づくコンピュータ通信又はインターネット等のオンラインによる取引(以下「オンライン取引」といいます)を行う際に、加盟店に対するカード会員番号、カード有効期限、会員の氏名及び届出住所等のオンラインでの通知に加え、会員が別途指定した認証サービス用のパスワード(以下「認証サービスパスワード」といいます。)又は当社指定の専用アプリ(以下「専用アプリ」といいます。)により払い出しされたワンタイムパスワード(以下「ワンタイムパスワード」といいます。)による認証を当社が行うサービスです。(ワンタイムパスワードの利用を希望する会員は、専用アプリを入手のうえ、ワンタイムパスワードの利用にかかる設定等、必要となる準備を会員の費用と責任において行ってください。)

2. dカードを保有し、第2条第1項に基づき利用登録した会員が本特約に同意のうえ、当社所定の方法により認証サービスの申込みを行い、当社が認めた場合には、認証サービスを利用することができるものとします。

3. 会員は、認証サービスの申込みの際に、オンライン取引時に表示されるパーソナルメッセージ(以下「PAM」といいます)を自ら登録するものとします。

4. 当社は、オンライン取引時に通信端末等の画面上で当該取引の内容及びPAMを会員に通知します。ただし、当社が本通知を行った場合でも、当社は、会員によるdカードサービスの利用が適当でないと判断した場合には、当該dカードサービスの利用承認をしないことがあります。

5. 2019年3月19日以前より認証サービスを利用していた会員は、2019年3月20日以降、第

2 条第 5 項に定める Member' s Menu にログインできない状態になっている場合であっても、Member' s ID に紐づくパスワードを認証サービスパスワードとして、引き続き認証サービスを利用することができます。当該会員は、第 2 条第 2 項の定めに従い、善良な管理者の注意をもって認証サービスパスワードを使用及び管理する責任を負うものとします。

#### 第 5 条(不正利用への対応等)

1. 会員の ID 等が使用されて認証サービスが利用された場合には、当該会員以外の第三者が利用した場合であっても、当社は当該利用を会員本人による利用として取り扱い、本会員

には、これにより発生する d カード利用代金をお支払いいただき、その他一切の支払債務を負担していただきます。ただし、本会員は、第 6 条に定める保障制度により、損害の補てんを受けることができる場合があります。

2. 会員は、認証サービスが第三者によって不正に利用されていることが判明した場合には、直ちに当社及び最寄警察署に届出るものとし、当社からの指示がある場合にはこれに従うものとします。また当社への届出は、文書によって行うことが必要となる場合があります。

3. 当社は、第三者による認証サービスの不正利用が行われている可能性がある、又は行われた可能性があると察知したときは、会員に対し問い合わせを行う場合があります。

4. 会員は、認証サービスが第三者によって不正に利用されたこと又はそのおそれがあることを確認したときは、直ちにその旨を当社に届出るものとします。

5. 前二項により、当社が第三者による認証サービスの不正利用があったと判断したときは、会員は、第 6 条に定める保障制度により、当該第三者による認証サービスの不正利用によって本会員に生じた損害の補てんを受けることができます。

#### 第 6 条(保障制度)

1. 第 5 条第 1 項本文の規定にかかわらず、会員が第三者に認証サービスを不正利用された場合であって、同条第 2 項に基づき当社及び最寄警察署への届出がなされたとき、又は同条第 5 項に基づき当社が第三者による認証サービスの不正利用があったと判断したときは、本条第 3 項に定める各号に該当する場合を除き、当社は、本会員に対して当該認証サービスの第三者による不正利用によって生じた d カード利用代金相当の損害を補てんします。

2. 本会員が前項の補てんを受けることができる期間(以下「保障期間」といいます)は、第 4 条第 2 項に基づき当社が会員による認証サービスの利用を認めた日から第 8 条に基づき会員

の認証サービスが利用停止等された日までとします。

3. 以下の各号に定める事由に該当する場合には、当社は、本会員に対して認証サービスの 第三者による不正利用によって生じた損害を補てんしません。

(1) 損害が会員、その家族、同居人又は代理人など会員と同視すべき方の故意若しくは 重大な過失又は法令違反に起因するとき

(2) 損害の発生時期が保障期間外であるとき

(3) 損害が会員の家族、同居人又は d カードの受領についての代理人など会員と同視すべ

き方による ID 等の使用に起因するとき

(4) 会員が本条第 4 項の義務を怠ったとき

(5) 会員からの届出内容に虚偽があったとき

(6) 損害が第 5 条第 2 項の当社に対する届出を当社が受領した日から遡って 60 日より前の認証サービスの利用に起因するとき

(7) 損害が戦争、地震等による著しい秩序の混乱に乗じ、又はこれに付随して生じた不正な利用に起因するとき

(8) 損害がその他会員規約又は本特約に違反する d カード又は ID 等の使用に起因するとき

4. 会員は、第三者による認証サービスの不正利用として、損害の補てんを請求するときは、会員が損害の発生を知った日から 30 日以内に当社が損害の補てんに必要と認める書類を当社に提出すると共に、当社又は当社が指定する者による被害状況等の調査に協力しなければなりません。

#### 第 7 条(本特約の適用及び変更)

本特約の変更については、会員規約の変更、承認の規定を適用します。

#### 第 8 条(利用の停止等)

1. 会員が、Member's Menu 又は認証サービスの利用の停止又は終了(以下総称して「利用停止等」といいます)を希望するときは、当社所定の方法により届け出るものとします。なお、会員が認証サービスを利用している場合には、Member's Menu の利用停止等が行われることにより、認証サービスも同時に利用停止等の手続きが行われることとなりますのでご注意ください。

2. 会員が ID 等の使用により当社に対して負った債務の取扱いについては、本サービスの利用停止等後又は会員規約に基づく d カード契約の終了後においても、当然に本特約が適用されるものとします。

3. 当社は、会員について以下のいずれかの事由が発生した場合、当該会員に対して本サービスの利用停止等を行うことができますものとします。

- (1) 利用登録時に虚偽の事項を通知したことが判明した場合
- (2) 会員のdカード契約が終了した場合
- (3) 会員のdカードサービスの利用が停止された場合
- (4) 会員規約又は本特約に違反した場合
- (5) 当社が、第三者による認証サービスの不正利用があったと判断した場合
- (6) その他、当社が不相当と判断する行為を行った場合

#### 第9条(提供の中止等)

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、会員に事前に通知することなく、本サービスの提供を一時停止又は中止することができるものとします。

(1) 本サービスの提供のための装置及びシステムにかかる保守点検又は更新を定期的又は緊急に行うとき

(2) 停電その他の不可抗力により、本サービスの提供を継続することが困難であるとき

(3) 前各号に掲げるほか、当社が本サービスの提供の一時停止又は中止が必要と判断したとき

2. 前項に定める場合のほか、技術上又は営業上の判断により、会員に対して事前に通知し、本サービスの提供を一時停止又は中止する場合があります。

3. 前二項に基づき、本サービスの提供の一時停止又は中止がなされたことにより、会員又は第三者に何らかの損害又は不利益が生じた場合であっても、当社はその責任を負いません。

#### 第10条(会員規約の適用)

本特約は、会員規約の一部であり、会員が本特約に違反した場合、当社は当該会員の行為を会員規約の違反とみなします。

2007年9月制定

2008年7月改定

2012年10月改定

2013年10月改定

2014年5月改定

2015年11月改定

2015年12月改定

2017年8月改定

2019年3月改定

2021年1月改定

2021年4月改定

2025年7月改定

2026年5月改定